

仮免問題(1)

1 一方通行になっている道路でも、車は道路の中央から右の部分にはみ出して通行することはできない。



2 この標識は、横断歩道か自転車横断帯のいずれかがあることを示している。

3 追い越し禁止の場所であっても、原動機付自転車なら追い越してもよい。

4 自動車を運転するときは、自分本位ではなく歩行者や他の運転者の立場も尊重し、ゆずり合いと思いやりの気持ちを持つことが大切である。

5 車両通行帯が黄色の線で区画されているところでは、たとえ右折や左折のためであっても黄線をこえて進路を変えてはならない。



6 この標識は、普通乗用自動車と大型自動二輪車、普通自動二輪車のみ通行できない。

7 前車の進行を妨げなければ道路の左側にもどることができないような追い越しをしてはならない。

8 図のような交差点で矢印の方向から左折するときは、⑦の位置の信号が青色であれば、④の位置の信号が赤色であってもそのまま交差点に入り左折することができる。



9 運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキがきき始めるまでに走る距離を制動距離という。

10 図の矢印のように進路をとって右折するのは正しい。



11 前方の交通が混雑しているため、交差点の中で動きがとれなくなり、交差する道路を通行する車などを妨げるおそれがあるときは、信号が青色でもその交差点に入ってはいけない。

12 道路が混雑しているときには、自動車や原動機付自転車は路側帯に入つて通行してよい。



13 この標識のある道路から交差点を右折する原動機付自転車は、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点